

「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準）」

維持管理の技術上の基準	福岡都市圏南部最終処分場
<p>一 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立作業終了後に即日覆土を行う。</li> <li>・埋立完了部は最終覆土を行う。</li> <li>・搬入道路については、散水等により清掃を行う。</li> </ul>
<p>二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立作業終了後に即日覆土を行う。</li> <li>・埋立完了部は最終覆土を行う。</li> </ul>
<p>三 火災の発生を防止する為に必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地内に「禁煙」、「火気厳禁」等の看板を設置して、火災の警告を促す。</li> <li>・現場詰所内に消火器を常備する。</li> </ul>
<p>四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫等の発生及び臭気対策のために定期的に薬剤の散布を行う。</li> </ul>
<p>五 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人の立ち入る危険性がある箇所は、フェンス等で囲い、廃棄物の受入時間帯以外は閉鎖する。</li> </ul>
<p>六 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地の入口に最終処分場であることを表示した立札を設置し、表示内容に変更が生じた場合は随時書換えを行う。</li> </ul>
<p>七 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的（月1回）に点検を実施し危険箇所の早期発見に努め、異常を発見したら適切な対策を講じる。</li> </ul>
<p>八 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水工底面部の上部を保護アスファルトコンクリートにより保護し、法面部については良質土で保護を行う。</li> </ul>

<p>九</p> <p>遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水工の表面露出部は定期的（月 1 回）に点検を行い、破損箇所を発見したらその都度修正を行う。</li> </ul>
<p>十</p> <p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検定項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する。</li> <li>・実施する。</li> <li>・実施する。</li> <li>・実施する。</li> </ul>
<p>十一</p> <p>前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原因を調査し適切な対策を講じる。</li> </ul>
<p>十二</p> <p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水施設の点検及び清掃を随時行う。必要な場合は、素掘側溝、小堰堤等の整備を行う。</li> </ul>

<p>十三</p> <p>保有水等集排水設備により集められ、浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的（月 1 回）に点検を実施し危険箇所の早期発見に努め、異常を発見したら適切な対策を講じる。</li> </ul>
<p>十四</p> <p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排出基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排出基準等に係る項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水基準項目について月一回の測定を行う。</li> <li>・ 定期的（月 1 回）に点検を実施し、異常を発見したら適切な対策を講じる。</li> <li>・ 実施する。</li> <li>・ 公共下水道に放流しているため、化学的酸素要求量及び窒素含有量を除く項目について実施する。</li> </ul>
<p>十四の二</p> <p>浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出水処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地中に埋設しているため、凍結の損壊のおそれはないが、異常を発見したら適切な対策を講じる。</li> </ul>
<p>十五</p> <p>埋立地の周囲に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的（月 1 回）に点検を実施し土砂等が堆積した場合は、清掃等を行う。</li> </ul>
<p>十六</p> <p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,000 m<sup>2</sup>に 1 箇所ガス抜き施設を設置する。</li> </ul>

<p>十七</p> <p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さが概ね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終覆土を0.5m以上の厚さで行う。</li> </ul>
<p>十八</p> <p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖の際は、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。</li> </ul>
<p>十九</p> <p>残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として年度末に一回、現地測量を実施し記録する。</li> </ul>
<p>二十</p> <p>埋め立てられた一般廃棄物の種類、及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置（法第二十条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理記録を作成し、埋立管理事務所に備え置き、記録は備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供する。</li> <li>・維持管理記録は、最終処分場の廃止までの間、保存する。</li> </ul>